京都府発明等功労者表彰規程

田和 48年2月16日 京都府告示第62号

改正 昭和53年3月7日告示第126号

改正 平成 15年 10月 3日告示第 491号

改正 平成25年3月5日告示第90号

(趣 旨)

第1条 この規程は、府内の事業所、工場、商店等(以下「事業所等」という。)若しくは 府内に本店がある事業所等の従事者又は府内に居住する者で、発明考案又は創意工 夫により産業の振興に寄与したもの及び科学技術の普及、啓発又は発明の奨励に貢 献したものを知事が表彰することにより、発明考案、創意工夫の意欲向上及び科学 技術の発展に資するために必要な事項を定める。

(被表彰者)

- 第2条 発明考案功労者表彰は、次の各号の一に該当する発明考案した者に対して行う。
 - (1) 発明考案の内容が特に優秀で、その実施の効果が顕著なもの。
 - (2) 関連発明考案の総合効果が特に顕著なもの。
 - 2. 創意工夫功労者表彰は、創意工夫の内容が優秀であって、事務能率の促進、作業能率 の向上、製品の品質改善、コストの引下げ、販売の増進、公害及び災害の防止等に寄与 した実績が顕著なものに対して行う。
 - 3. 科学技術功労者表彰は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - (1) 発明考案の実施の効果が顕著であり、科学技術の開発と産業の振興に著しく貢献した者。
 - (2) 科学技術の普及、啓発又は発明の奨励に著しく貢献した者。

(受賞者の決定)

第3条 受賞者は、知事が別に定める委員会の委員の意見を聴いて、決定する。

(表 彰)

第4条 表彰は、毎年1回知事が表彰状及び記念品を授与して行う。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に知事が定める。